

自衛隊統合達第12号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）附則第14項に基づき、陸上において発見された不発弾等の処理に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

### 陸上において発見された不発弾等の処理に関する達

改正	平成19年3月30日	自衛隊統合達第10号
	平成19年8月31日	自衛隊統合達第11号
	平成21年3月19日	自衛隊統合達第4号
	平成22年3月26日	自衛隊統合達第14号

（趣旨）

第1条 この達は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）附則第4項に基づき、陸上自衛隊及び海上自衛隊が行う陸上において発見された不発弾その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の除去及び処理（以下「処理」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（陸上自衛隊及び海上自衛隊が処理すべき不発弾等の範囲）

第2条 陸上自衛隊及び海上自衛隊は、地上において発見されたもの及び現実地上に露出していなくても埋没していることが十分確実であるもので、かつ、処理の要請があった不発弾等の処理を行うものとする。ただし、米軍施設の変換業務に伴う現状回復のため地方防衛局において処理するものを除く。

- 2 陸上自衛隊が処理すべき不発弾等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で陸上で発見されたもの。
  - (2) 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等。ただし、直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。
  - (3) その他陸上自衛隊の方面総監（以下「方面総監」という。）が前各号に類する不発弾等と認めるもの。

- 3 海上自衛隊が処理すべき不発弾等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの。
  - (2) その他海上自衛隊の地方総監（以下「地方総監」という。）が前号に類する不発弾等と認めるもの。
- （方面総監又は地方総監の職責）

第3条 方面総監又は地方総監は当該警備区域内の不発弾等の処理を担当するものとする。

- 2 方面総監は前項の担任区域を師団長及び旅団長の担任区域に区分することができる。
  - 3 方面総監又は地方総監は、不発弾等の処理に関し援助（不発弾等処理に係る支援を含む。）を必要とする場合は最寄りの方面総監、地方総監又は航空自衛隊の基地司令と協議するものとする。
  - 4 方面総監、地方総監又は航空自衛隊の基地司令は、不発弾等の処理について、前項の援助の依頼があった場合は、必要な範囲の援助を行うことができる。
- （処理の要請を受けた場合の報告等）

第4条 陸上自衛隊各駐屯地司令、海上自衛隊東京業務隊司令、海上自衛隊各学校長、海上自衛隊艦船補給処長、海上自衛隊航空補給処長、各航空群司令又は海上自衛隊各基地隊司令は、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）から不発弾等の処理の要請（不発弾等の所在地、種類、数量、状態及び付近の状況等参考事項を含む。）を受けた場合は順序を経て方面総監又は地方総監に報告するものとする。

- 2 前項の報告又は警察本部長等から直接処理の要請を受けた方面総監又は地方総監は、その処理予定時期その他参考事項を当該警察本部長等に通報するものとする。
  - 3 方面総監又は地方総監は、処理の要請を受けた不発弾等のうち次条第2項による統合幕僚長の指示に基づきその処理担任を移管した場合は、その旨を警察本部長等に通報するものとする。
- （不発弾等の調査）

第5条 方面総監又は地方総監は、警察本部長等から不発弾等の処理の要請を受けた場合において必要を認めるときは、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 不発弾等の種類、数量及びその状態
- (2) 付近の地形及び地物、特に居住施設等の状況
- (3) 処理方法の概要
- (4) 処理に要する人員及び所要日数
- (5) 処理に要する爆薬類の種類及び数量並びに器材
- (6) 警察本部長等に要請すべき住民の退避、交通の禁止又は制限その他の警

## 戒に関する事項

- (7) 処理に要する経費の見積り
  - (8) その他処理に当たって必要とする事項
- 2 次の場合には、方面総監又は地方総監は、必要な資料を付して統合幕僚長に上申し、指示を受けるものとする。
- (1) 方面総監が、前項による調査の結果、当該不発弾等の処理が自隊において技術的に困難であるが、海上自衛隊において処理可能でありその処理担任を移管することが適当と認めるとき。
  - (2) 地方総監が、前項による調査の結果、当該不発弾等の処理が自隊において技術的に困難であるが、陸上自衛隊において処理可能でありその処理担任を移管することが適当と認めるとき。

### (処理の実施部隊)

- 第6条 方面総監は、不発弾等の処理を師団長及び旅団長に命ずるほか、隷下に不発弾処理隊を有する方面後方支援隊及び臨時に編組する処理部隊をもって実施するものとする。
- 2 師団長及び旅団長は、臨時に編組する処理部隊をもって、不発弾等の処理を実施するものとする。
- 3 地方総監は、不発弾等の処理を掃海隊司令、基地隊司令及び警備隊司令（以下「基地隊司令等」という。）に命ずるものとする。
- 4 基地隊司令等は、隷下の水中処分隊又は掃海隊をもって不発弾等の処理を実施するものとする。この際、地方総監は、基地隊司令等からの要請があった場合は、隷下の部隊をもって不発弾等の処理を支援するものとする。

### (処理の実施)

- 第7条 処理の実施を命ぜられた陸上自衛隊及び海上自衛隊の部隊等の長（以下「部隊等の長」という。）は、その要請の時期のいかんにかかわらず緊急処理を要すると認めたものから逐次実施するものとする。
- 2 部隊等の長は、不発弾等の処理に当たっては、その種類、数量、所在場所及び現場の状況等によりおおむね次の各号の順序によるものとする。
- (1) 現場において爆破又は焼却する。
  - (2) 前号により処理できないものは、可能な限りの安全措置を講じたうえ、適当な場所に輸送して爆破又は焼却する。
  - (3) 前各号により処理できないものは、民間業者に処理を委託する。

### (保安上の措置)

- 第8条 方面総監又は地方総監は、不発弾等の処理を完了するまでの間、公共の安全のための措置上必要とする技術的事項の助言等を警察本部長等から求められた場合は、所要の援助を与えるものとする。
- 2 方面総監又は地方総監は、不発弾等の処理に際し危害予防上必要とする処理現場の住民の退避、交通の禁止又は制限その他の警戒措置を必要とするときは、事前に当該警察本部長等に対し区域を明らかにして、必要とする措置

の要請を行うものとする。

- 3 方面総監又は地方総監は、不発弾等の処理に当たって海岸において爆破する等の場合において、海上における危害予防のため船舶の航行制限その他の警戒措置を必要とするときは、事前に当該処理現場を管轄する管区海上保安本部長に対し、不発弾等の処理期日、処理方法及び危険区域等その他の参考事項を付して必要とする措置の要請を行うものとする。

(危害予防)

第9条 部隊等の長は、不発弾等の処理に当たっては、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）及び火薬類の取扱いに関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第36号）並びに火薬類の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第95-4号）又は海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達（海上自衛隊達第13号）に定める技術上の基準及び別に示す技術基準により実施し、危害予防に万全を期さなければならない。

- 2 部隊等の長は、処理の実施につき事前に当該警察本部長等及び都道府県側とよく連絡し、次の各号に掲げる事項等について十分な研究と準備のもとに処理作業を実施しなければならない。

- (1) 作業計画の立案及び調査、発掘、運搬、連絡、救急、消防、器材、爆薬材料等についての準備
- (2) 処理作業関係者以外のものの、危険区域への立入りを防止するための自衛の警戒員の配置及び危険区域の標示
- (3) その他危害予防及び公共の安全のために必要な措置

(残存物の処置)

第10条 方面総監又は地方総監は、不発弾の処理を完了した場合において残存物が相当の経済的価値があると判断されるものは、これを占有し廃弾処理の例により売払等の処分を行うものとする。

(処理状況報告等)

第11条 方面総監又は地方総監は、毎年度実施した不発弾等の処理状況を別紙様式により翌年度4月20日までに統合幕僚長に報告するものとする。

- 2 方面総監又は地方総監は、不発弾等の処理を完了したときはその旨を当該警察本部長等及び関係機関に通報するものとする。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年3月30日自衛隊統合達第10号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日自衛隊統合達第11号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日自衛隊統合達第4号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日自衛隊統合達第 14 号）  
この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

別紙様式（第 1 1 条関係）

統合幕僚長 殿

発簡番号  
 発簡年月日  
 発簡者名

年度不発弾等処理状況報告書

処理状況	種別	前年度 未処分物件		本年度中における処理状況										次年度 繰越物件		
		発数	重量	識別した物件			除去した物件			処分した物件				発数	重量	
				件数	発数	人日	件数	発数	重量	爆破等処分		民間委託処分				
										発数	重量	人日	発数			重量
爆弾	戦時不発弾															
	その他															
砲弾	戦時不発弾															
	その他															
銃弾	戦時不発弾															
	その他															
	機雷等															
	手榴弾等															
	上記以外															
	計															
調査に要した人員		件数						人日								
使用した経費		調査旅費 (ア)		処理旅費 (イ)			計 (ア) + (イ)			爆発物処理取扱 作業等手当			その他の主要材料費			
		円		円			円			円			円			
使用した爆薬等		爆破資材						その他の主要な材料								
備考																

重量：k g

注：

1 「前年度未処分物件」は、前年度における要処理物件のうち、前年度に処分できなかった物件をいう。

2 「識別した物件」は、要請（又は依頼）を受けて緊急出動し又は定期回収において識別した物件をいう。この際、「件数」は、1か所を1件とし、その合計数（処理を移管したものを含む。）を記入し、「人日」は、識別に要した人日の合計を記入する。

なお、処理を移管したものと及び依頼を受けて識別したものについては、備考欄にその旨記述するものとする。

3 「除去した物件」は、識別した物件のうち、不発弾等を部外より除去（回収又は現地における爆破等処分）した以下のものをいう。この際、「件数」は、1か所を1件とし、その総件数（処理を移管したものを含む。）を記入する。

なお、処理を移管したものと及び依頼を受けて除去したものについては、備考欄にその旨記述するものとする。

- (1) 緊急出動により回収した物件
- (2) 定期回収により回収した物件
- (3) 安全化処理後に回収した物件
- (4) 現地において爆破等処分した物件
- (5) 現地において、直接民間委託した物件

4 「爆破等処分」は、爆破又は焼却処分を行ったものをいう。「人日」は、爆破等処分の作業に要した人日の合計を記入する。この際、1発で爆破等処分と民間委託の両方を行う場合は、いずれか主要な処分方法の項目に発数及び重量を記述し、残りの一方に重量のみを記述する。

5 「民間委託処分」は、不発弾等の外注処分契約請負業者等に対し引き渡したものをいう。

6 「次年度繰越物件」は、本年度中に爆破等処分又は民間委託に至らず、次年度に繰り越したものをいう。

7 発数をもって表せないものは重量のみとする。

8 「種別」は、次の分類基準による。

- (1) 戦時不発弾は、第2条第2項第1号及び第2号のものをいい、「その他」は、同項第3号のものをいう。
- (2) 「爆弾」とは、航空機から投下される各種爆弾等をいう。

- (3) 「砲弾」とは、口径20ミリメートル以上の各種砲弾（ロケット弾を含む。）をいう。
  - (4) 「銃弾」とは、口径20ミリメートル未満の各種銃弾をいう。
  - (5) 「機雷等」とは機雷、魚雷及び爆雷を、「手榴弾等」とは手榴弾及び小銃てき弾等のてき弾類を、「上記以外」とは、地雷、爆破資材、信管、雷管、ばらの火薬、信号照明弾等をいう。
- 9 「調査に要した人員」とは、第5条1項に基づき実施した調査に要した人員をいい、対策会議等への参加を含む。
- 10 備考欄には本年度新たに発生あるいは処理した物件のうち、特殊なもの、処理法上あるいは民生協力等広報上参考となる事項があれば、その所在地弾種及び問題点等並びに本年度中における処理状況のうち、特に注釈を必要とする事項を記入する。必要に応じ別紙として添付する。
- 11 報告部数は1部とする。